

平成26年

第1回市議会定例会 議案第45号

函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月27日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（
平成25年函館市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号ア（イ）a（a）中「平均障害程度区分」を「
平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改
める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、生活
介護を行う場合における障害者支援施設の職員の配置の基準に関する規
定を整備するため